

第1回 変革期をリードする新時代の茨城づくり
調査特別委員会資料

財政基盤と行政組織の強化

財政基盤の強化

(総務部)

令和3年5月24日(月)

1 現況

本県の財政状況

(1) 主な財政指標の状況

これまでの財政健全化の取組により、財政指標は着実に改善傾向

(表1) 財政指標に関する県計画上の目標と達成状況

項目	目標	H30 決算	R1 決算	評価 ^{注3}
実質公債費比率	全国中位 ^{注1} 以下を維持	9.8%	9.6%(35位)	○
特例的な県債を除く県債現在高	前年度以下に縮減	11,446億円	11,378億円 (△68億円)	○
プライマリーバランス	黒字を維持 ^{注2}	1,198億円	1,111億円	○

注1 全国順位は悪い方からの順位

注2 プライマリーバランスは、臨時財政対策債を交付税として算定

注3 県総合計画審議会 (R3.1.15開催) 提出資料における評価

(参考1) 将来負担比率 R1 : 204.0% (H30:206.8%)

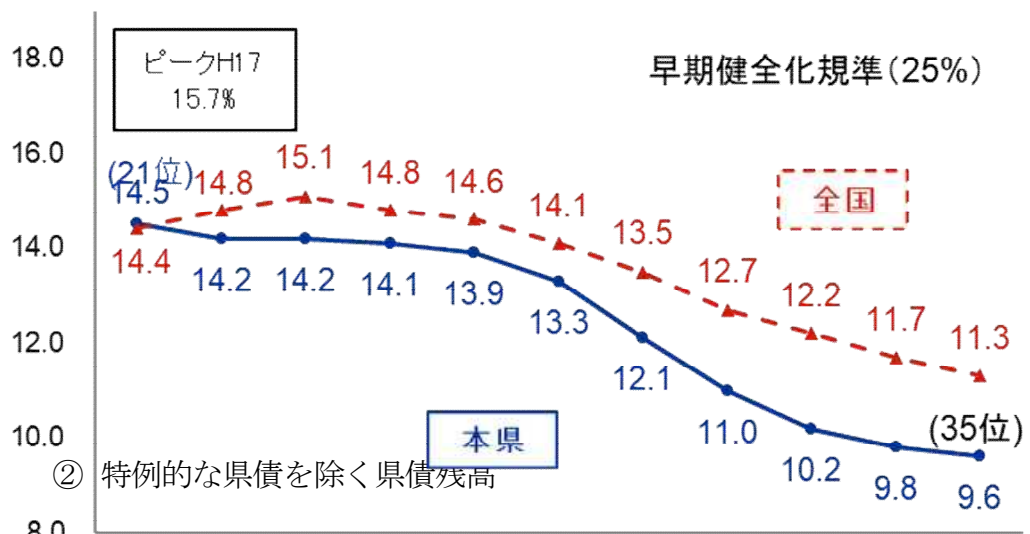
① 実質公債費比率

・指標の意味

：一般会計等が負担する元利償還金等の標準財政規模を基本とした額に対する比率

- ・平成22年度決算に全国平均を下回って以降、継続して改善しており、令和元年度決算では9.6%と全国35位。

(図1) 実質公債費比率の推移

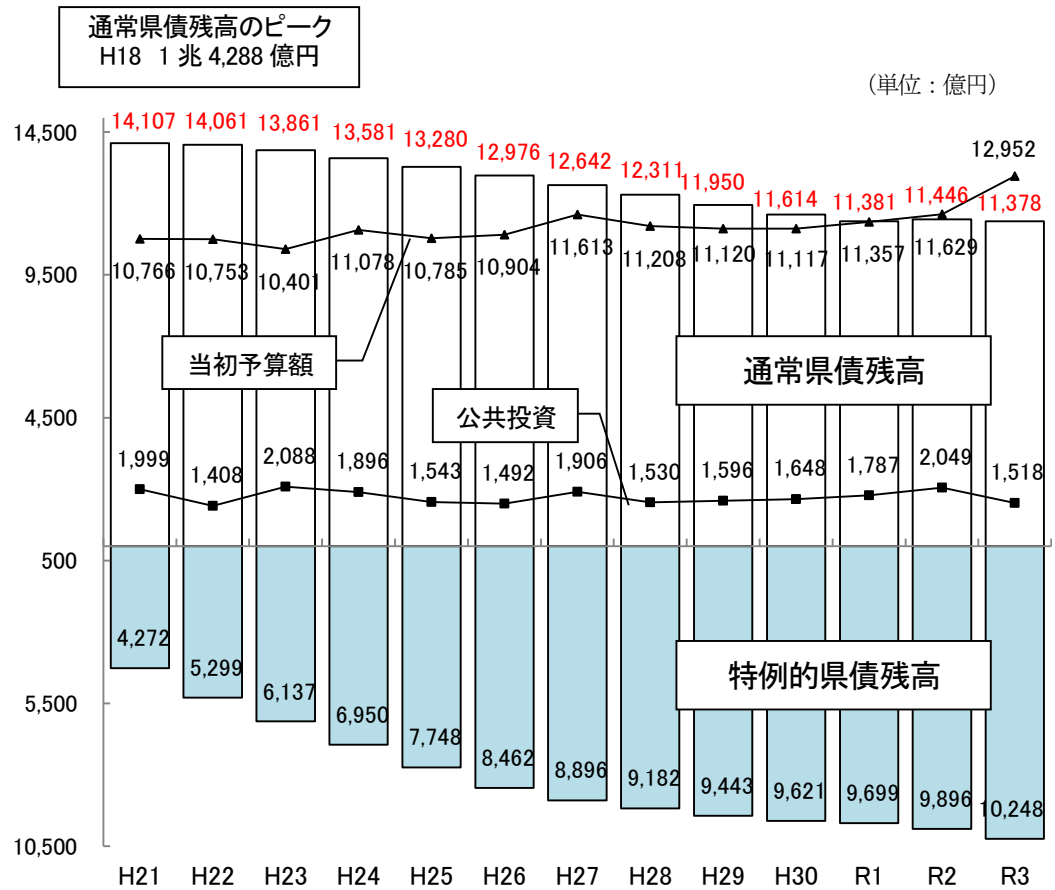


② 特例的な県債を除く県債残高

- ・「特例的な県債を除く県債」とは、臨時財政対策債、減収補填債など、地方の財源不足を補うために、国の

制度に基づき発行した県債を除く、インフラ整備等に充当した県債
 ・公共投資充当分の県債残高の縮減に伴い、平成 18 年度の 1 兆 4,288 億円
 をピークに縮減

(図 2) 県債残高の推移



注 1 「県債残高」：R1 までは決算額、R2 は最終補正予算額、R3 は当初予算額。
 注 2 「公共投資」：R2 までは最終補正後予算額、R3 は当初予算額。

③ 将来負担比率

・指標の意味

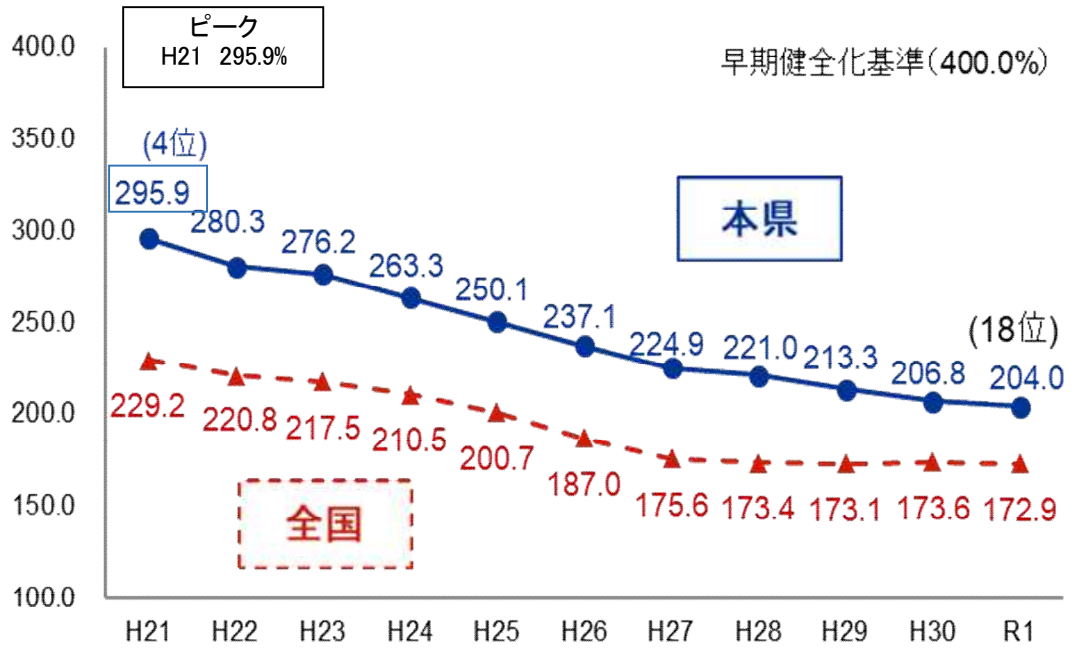
：一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の、標準財政規模を基本と

した額に対する比率。

：一般会計等の地方債や公営企業、組合、設立法人等に対して将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化したもので、将来、財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標。

- ・全国平均よりも高い水準にあるものの、令和元年度決算で204.0%とピーク時の平成21年度から着実に改善。

(図3) 将来負担比率の推移



④ プライマリーバランス

・指標の意味

：必要とされる政策的経費を、その時点の税收等でどれだけまかなえて

いるかを示す指標。

・算式

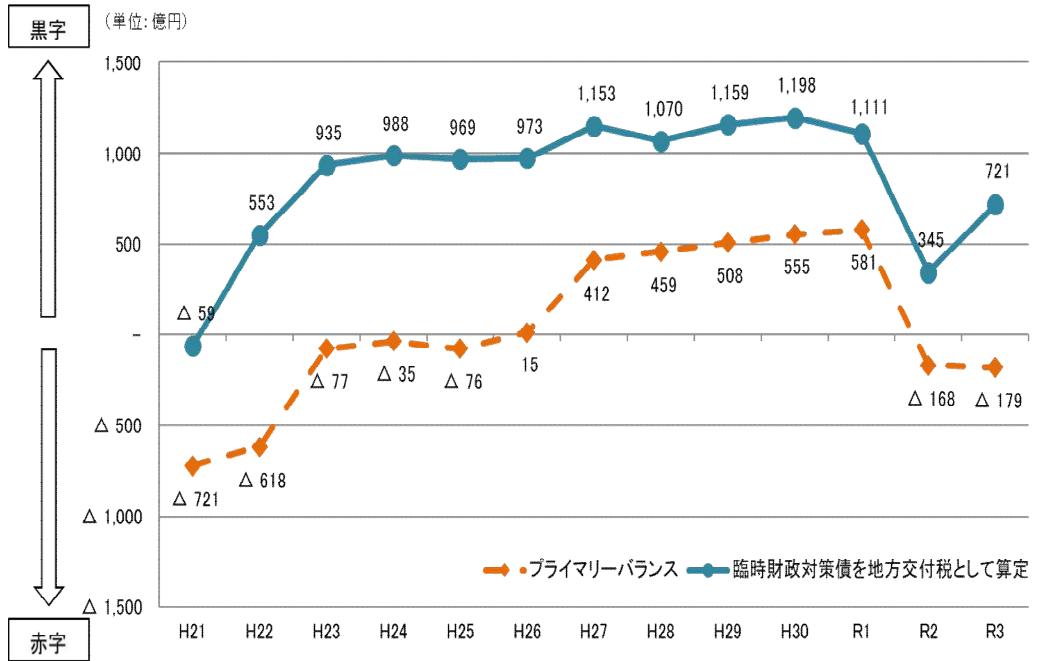
プライマリーバランス

= (県債・一般財源基金繰入等を除いた歳入)

− (元利償還金を除いた歳出)

- ・臨時財政対策債を地方交付税として算定した場合、平成22年度以降、黒字を維持

(図4) プライマリーバランスの推移



(2) 健全化の取組

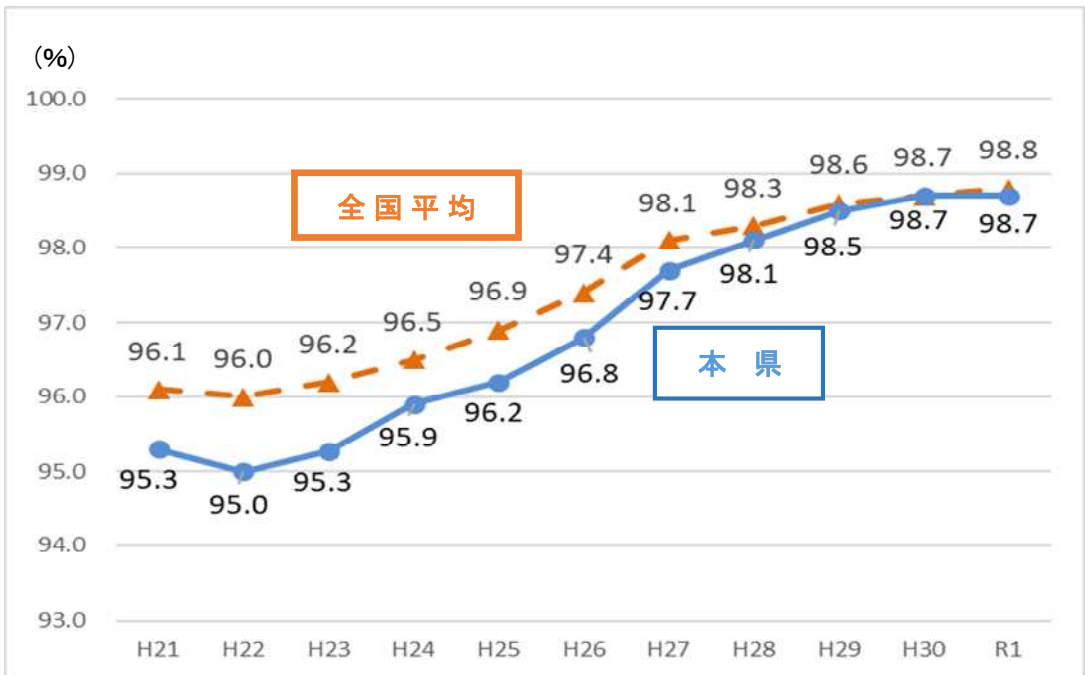
① 歳入の確保

ア 県税の徴収率の向上

- : 県税徴収率の目標設定及び進行管理の徹底、給与・預金等の差押えや不動産・自動車の公売を中心とした滞納整理の実施
- : 市町村との税務職員の相互交流等による徴税力強化の支援
- : キャッシュレス納税等として、クレジットカード納税、コンビニ納税のほか令和元年10月からスマホ納税を実施

・平成30年度には全国平均まで上昇

(図5) 県税徴収率の推移



イ 税外未収債権の回収

- : 令和2年度から総務部に未収債権対策チームを設置し、債権所管課における回収整理業務の支援体制を強化
- : 弁護士法人に一部の債権回収業務を委託し、効果的・効率的な回収を推進

(表2) 税外未収債権額の推移

(単位：百万円)

決算年度	H27	H28	H29	H30	R1
金額	6,294	5,981	6,039	6,298	6,263

ウ 県有未利用地の売却

- : 県又は市町村において利用計画のない物件について一般競争入札等に

より売却処分を実施

(表3) 県有未利用地売却の状況

	H28	H29	H30	R1	R2
件数	14件	8件	9件	3件	2件
売却面積	22,123.32 m ²	15,197.51 m ²	14,410.93 m ²	1,395.06 m ²	2,994.06 m ²
売却額	503,787千円	287,644千円	298,867千円	96,184千円	145,750千円

エ ネーミングライツの導入

: 広告効果が期待できる県有施設等へのネーミングライツの導入を進め、令和元年度から2施設において導入

(表4) ネーミングライツ導入事例

施設名	通称名 (ネーミング)	ネーミングライツ料 (年額)	契約期間
笠松運動公園 屋内水泳プール兼アイススケート場	山新スイミング アリーナ	720万円	3年
県民文化センター	ザ・ヒロサワ・ シティ会館	1,000万円	3年

② 歳出の削減

ア PDCAサイクルや事務事業再点検による事業の見直し

(表5) 令和3年度当初予算向け見直し事例

i 当初の目的を達成	<ul style="list-style-type: none"> コンテンツ活用ブランド力アップ支援事業 (クリエイターの育成に一定の成果が得られたことから廃止) 儲かる農業ステップアップ事業 (担い手の意識の醸成が図られ、今後は優良事例の横展開に移行)
ii 事業手法等 の見直し	<ul style="list-style-type: none"> メディア活用魅力発信強化事業 (いばらきTVと手法が共通するインターネットメディアでのPRを廃止) イノベーション創発型対日直接投資促進事業 (マッチング招へい対象を進出可能性が高い企業に厳選) 県立児童センター指定管理業務委託費 (類似施設の活用により対応することとし廃止) いばらき夢ガイド設置事業 (市町村観光大使やいばらき観光マイスターを活用)
iii 官民等の役割分担の見直し	<ul style="list-style-type: none"> いばらき創業支援事業 (国の総合窓口機能を統合し、県の専門家相談窓口は廃止)

イ 指定管理やPFIの活用などによる事業の効率化
<指定管理者制度の導入>

- ・平成18年度から導入。導入時点で直営であったものについても、随時、指定管理者に移行

	H18	R3	増減
導入施設数 ^{注1}	60	63	+3 ^{注2}

注1 県営住宅は1施設とカウント

注2 14施設で制度を導入（7流域下水道事業、りんりんスクエア等）

11施設で制度を廃止（東町運動公園、鹿島セントラルモール等）

<民間事業者の経営感覚を生かしたフラワーパークの魅力向上>

- ・リニューアルコンセプト

『見る』から『感じる』フラワーパークへ

- ・バラ農家の母屋をイメージしたレストラン
- ・県産の筑波石をつかったエントランス
- ・季節の花が咲き誇るバラテラス

- ・管理運営

	リニューアル前	リニューアル後
管理者	一般財団法人石岡市産業文化事業団	茨城県フラワーパーク指定管理業務共同事業体 (石岡市産業文化事業団) (株) パーク・コーポレーション
入場者	約17万人 (H30)	(目標) 25万人 (R4)

<PFIによる警察官舎のコスト縮減>

- ・神栖市内警察官舎について

事業概要	民間資金等を活用した事業により、神栖市内の県有地を活用し職員宿舎（3棟40戸）の整備、管理
事業方式	費用面も含めて建設、維持管理、賃貸運営を事業者へ委託（県有地を事業者へ無償貸付け）
事業期間	平成29年2月～令和29年2月
全体事業費	県負担なし（県が警察官の入居者を紹介。入居率が90%を下回った場合は県が補填）

注 同種の導入事例（H29 結城、H30 ひたちなか・境、R1 下妻、R2 桜川）

ウ 職員数の適正管理（行政需要に対応した組織機構の整備）

（表6）県総合計画における定員管理の数値目標達成状況（R2年度）

区分	H29 (基準)	R2 (現状)	増減	評価 注1
一般行政部門 (知事部局等の一般行政職員)	4,767	4,804	+37	△
学校以外の教育部門 (教育庁本庁、各教育事務所、図書館、美術館等職員)	479	475	▲4	○
警察官以外の警察部門 (警察本部の警察官以外の職員)	535	537	+2	○
医療従事者以外の公営企業部門 (病院局、企業局などの公営企業の事務局職員)	589	588	▲1	○

注1 県総合計画審議会（R3.1.15開催）提出資料における評価

注2 評価の考え方：目標達成（目標値+0.5%の範囲内） ○
概ね目標達成（目標値+1.0%の範囲内） △
目標未達成 ×

本県の「飛躍」につながる事業への積極的な投資と健全な財政の維持の
両立

2 課題

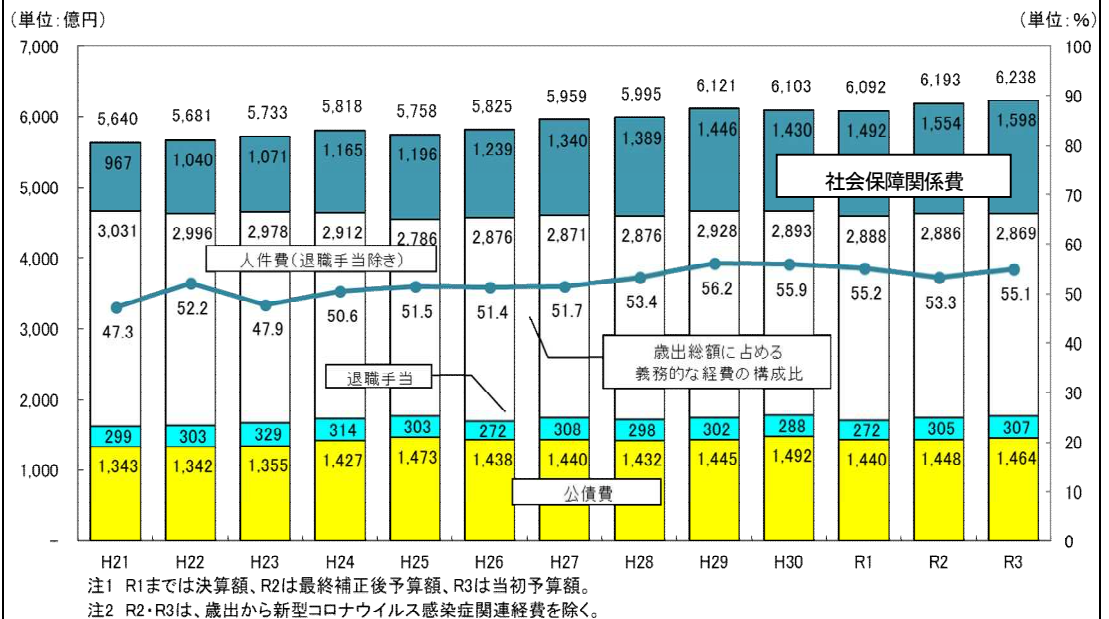
○取り組むべき施策

- ・本県産業の稼ぐ力をのばし、質の高い雇用を創出するなど、成長のために必要な事業

○懸念要因

- ・高齢化の進展による社会保障関係費の増
- ・国の「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に合わせた防災・減災関連事業の追加

(図6) 義務的経費の推移



- ・社会保障関係費が増加しているため、義務的な経費は増加傾向。

(参考2) 国土強靱化の概要 (内閣官房資料より)

防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策 概要

国土強靱化
NATURE STRONGER

1. 基本的な考え方

- 近年、気候変動の影響により気象災害が激甚化・頻発化し、南海トラフ地震等の大規模地震は切迫している。また、高度成長期以降に集中的に整備されたインフラが今後一斉に老朽化するが、適切な対応をしなければ負担の増大のみならず、社会経済システムが機能不全に陥るおそれがある。
- このような危機に打ち勝ち、国民の生命・財産を守り、社会の重要な機能を維持するため、防災・減災、国土強靱化の取組の加速化・深化を図る必要がある。また、国土強靱化の施策を効率的に進めるためにはデジタル技術の活用等が不可欠である。
- このため、「激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対策」「予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策の加速」「国土強靱化に関する施策を効率的に進めるためのデジタル化等の推進」の各分野について、更なる加速化・深化を図ることとし、令和7年度までの5か年に追加的に必要となる事業規模等を定め、重点的・集中的に対策を講ずる。

2. 重点的に取り組む対策・事業規模

○対策数：123対策

○追加的に必要となる事業規模：おおむね1.5兆円程度を目途

1 激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対策[78対策] (1) 人命・財産の被害を防止・最小化するための対策[50対策] (2) 交通ネットワーク・ライフラインを維持し、国民経済・生活を支えるための対策[28対策]	おおむね 1.2、3兆円程度
2 予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策[21対策]	おおむね 2、7兆円程度
3 国土強靱化に関する施策を効率的に進めるためのデジタル化等の推進[24対策] (1) 国土強靱化に関する施策のデジタル化[12対策] (2) 災害関連情報の予測、収集・集積・伝達の高度化[12対策]	おおむね 0.2兆円程度
合 計	おおむね 1.5 兆円 程度

3. 対策の期間

○事業規模等を定め集中的に対策を実施する期間：令和3年度（2021年度）～令和7年度（2025年度）の5年間

(表7) 国土強靱化対策の加速化

	3か年緊急対策	5か年加速化対策
期間	平成30年～令和2年度(3年間)	令和3年～令和7年度(5年間)
事業規模	約7兆円	約15兆円
対策概要	<ul style="list-style-type: none"> ・防災のための重要インフラ等の機能維持 ・国民経済・生活を支える重要インフラ等の機能維持等 	<ul style="list-style-type: none"> ・激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対策 ・予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽対策等

3 対応
の方向
性

「飛躍への効果的な投資」と財源確保のための選択と集中

(1) 事業の「選択と集中」および民間活力の導入等

- PDCAによる目的や効果の検証を踏まえた事業見直しの継続
- 民間活力や新たな事業手法の導入により、事業の効率化や効果の最大化を実現

(取組事例)

- ・パークPFIの導入による公園(偕楽園)の魅力向上と管理費の縮減
- ・効率的で柔軟な運営と特色ある大学づくりの推進のため、県立医療大学の独立行政法人化を検討

(参考3) 偕楽園公園におけるパークPFIの導入

事業概要	偕楽園拡張部月池区域における飲食施設等の整備
事業者	偕楽園月池パークレストラン共同事業体
事業方式	都市公園法に基づき、飲食施設等の設置と併せて、当該施設から生じる収益を活用して、周辺の園路・広場等の一般公園利用者が利用できる公園施設の整備・改修を行う事業者を公募により選定
事業期間	R2. 5. 13～7. 15 事業者公募 R2. 7 事業者選定 R3. 3. 31 公募設置計画の認定、基本協定締結 R3. 6 着工(予定) *R3年度中に竣工予定 *事業期間: 最長20年

(2)「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の着実な執行や「稼ぐ力」につながる事業への投資と、県債残高の適正規模のバランスを検討

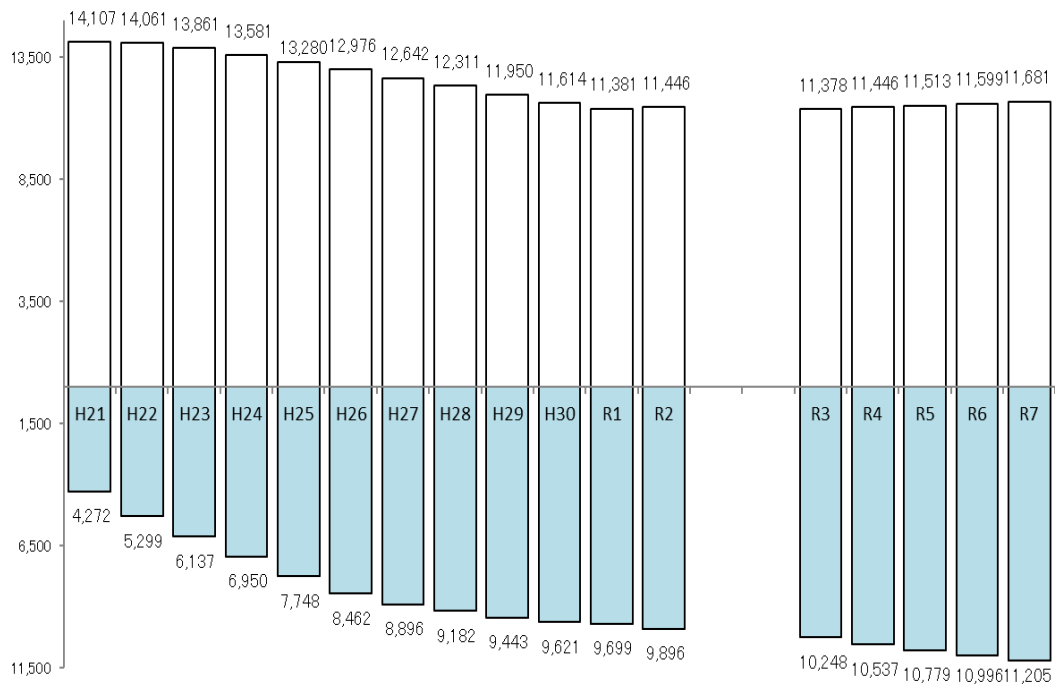
○防災・減災事業の着実な執行と有利な県債^注の活用

○将来世代への負担の先送りにならないよう、県債残高の過度な増加を抑制

注 有利な県債

- ・防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債（充当率100%、交付税措置50%）
- ・緊急自然災害防止対策事業債（充当率100%、交付税措置70%）
- ・緊急防災・減災事業債（充当率100%、交付税措置70%）

(図7) 県債残高の見込み



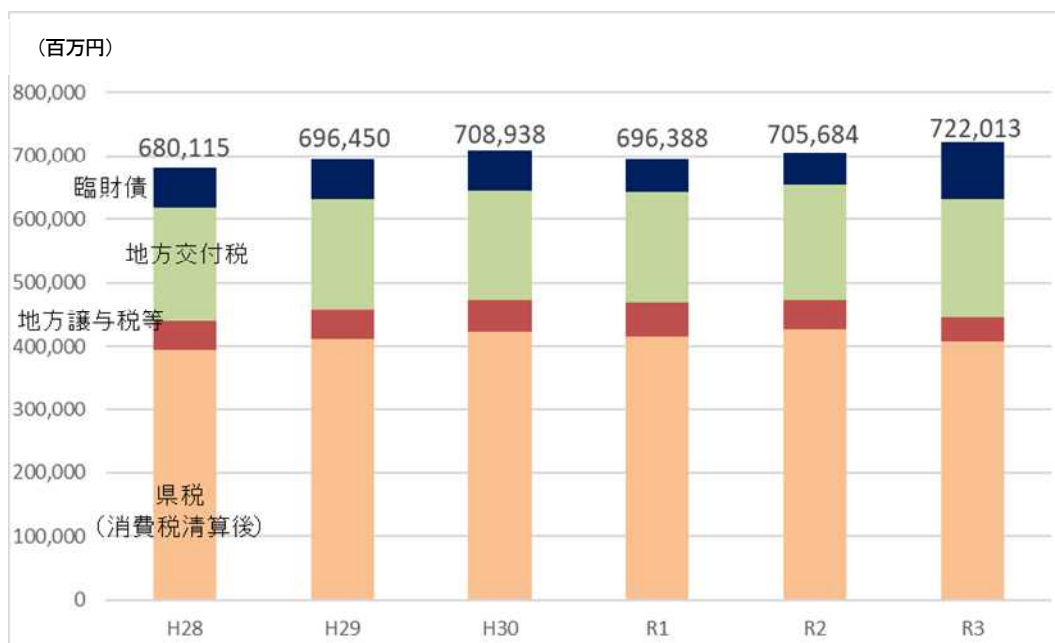
注1 「県債残高」はR1までは決算額、R2は最終補正後予算額、R3は当初予算額。

注2 試算前提:R3 投資的経費に地財計画の伸び率(1.6%)を乗じ、さらに防災・減災事業分年120億円を上乗せ。

(3) 一般財源総額の確保及び国の財政支援の拡充を要望

- 「経済財政運営と改革の基本方針 2018」（いわゆる「骨太の方針」）に定められている一般財源総額の確保^{注2}について、令和4年度以降の継続を要望
- 感染症対策等に係る財源確保についても全国知事会とも連携しながら国に要望

(図8) 一般財源総額の推移



注 R1 までは決算、R2 は最終補正予算、R3 は当初予算

(参考4) 骨太の方針 2018 (抜粋)

(社会保障改革を軸とする「基盤強化期間」の「設定」)

(中略) それまでの2019年度～2021年度を「基盤強化期間」と位置付け、経済成長と財政を持続可能にするための基盤固めを行う。(省略)

(財政健全化目標と毎年度の予算編成を結び付けるための仕組み)

全ての個別歳出項目について聖域なく見直しを行い、経済再生と財政健全化の両立を図る。財政健全化目標と毎年度の予算編成を結び付けるため、基盤強化期間内に編成される予算については、以下の目安に沿った予算編成を行う。(中略)

- ③ 地方の歳出水準については、国の一般歳出の取組と基調を合わせつつ、交付団体をはじめ地方の安定的な財政運営に必要な一般財源の総額について、2018年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する。